

議案第 15 号

市川市八幡市民会館の設置及び管理に関する条例の制定について

市川市八幡市民会館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市八幡市民会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るため、市民会館
(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市八幡市民会館

位置 市川市八幡 4 丁目 2 番 1 号

(事業)

第 3 条 会館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を市民の利用に供
すること。
- (2) 芸術文化に係る展示会等の開催に関すること。
- (3) その他第 1 条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(使用の許可)

第 4 条 施設等を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければなら
ない。

- 2 会館を利用するもので会館の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を使用するものは、市長の許可を受けることを要しない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 施設等を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を使用しようとするものが施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第13条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
 - (4) その他会館の管理運営上又は会館の周辺的生活環境の保護上支障を生ずるおそれがあるとき。
- 4 市長は、使用の許可に際して、会館の管理運営上又は会館の周辺的生活環境の保護上必要な条件を付することができる。

（使用料）

第5条 前条第1項の許可を受け、施設等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、別表の定めるところにより算出した額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第17条において同じ。）を乗じて得た額を使用料として納めなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- 2 駐車場を使用するものは、自動車1台当たり、20分までごとにつき100円を使用料として納めなければならない。ただし、次に掲げる自動車を駐車する場合については、この限りでない。
 - (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者が乗車している自動車

(3) その他使用料を徴収する必要がないものとして市長が特に認める自動車

3 前項の使用料は、自動車が駐車場から出場する際に、駐車場を使用したものから徴収する。

(使用料の減免)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。

(2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(開館時間)

第8条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日）

(2) 1月1日から同月4日まで

(3) 12月28日から同月31日まで

(駐車場の供用日等)

第10条 駐車場の供用日は、前条に規定する休館日以外の日とする。

2 駐車場の供用時間は、午前8時45分から午後9時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらに規定する駐車場の供用日又は供用時間を変更することができる。

(特別の設備の設置等)

第11条 使用者は、施設等の使用に当たり、特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに、当該施設等を原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、施設等を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の停止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他会館の管理運営上又は会館の周辺の生活環境の保護上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場における自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車しようとする自動車に発火性又は引火性を有する物品その他危険な物品が積載されているとき。
- (2) 駐車しようとする自動車が駐車場の施設、設備等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(入館の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会館を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他会館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

2 駐車場を使用するものは、第10条に規定する駐車場の供用日及び供用時間以外に自動車を駐車してはならない。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(意見聴取)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第3項第3号又は第13条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

(損害賠償)

第16条 使用者又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(経過措置)

第17条 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第19条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものに

対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成28年10月1日から施行する。

（供用開始前に行う使用の許可等）

- 2 会館の使用の許可、使用料の徴収、使用の許可の取消しその他これらの行為に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第4条（第2項を除く。）、第5条第1項、第6条、第7条、第11条第1項、第13条第1項、第15条及び別表の規定の例により行うことができる。

別表（第5条関係）

ホール使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ホールの全体を使用する場合	4,940円	5,920円
ホールの舞台又は平土間の一方のみを使用する場合	2,470円	2,960円
第1控室	130円	150円
第2控室	120円	140円

備考

- 「市民等」とは、市川市使用料条例第1条の2第2号に規定する市民等をいい、「市民等以外の者」とは、同条第3号に規定する市民等以外の者をいう。
- 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

ホール附属設備使用料

区 分	1時間当たりの額
平台一式	160円
舞台照明設備	1,110円
舞台音響映像設備	1,070円

備考 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

練習室及び会議室使用料

区 分		1 時間当たりの額		
		市民等	市民等以外の者	
第 1 練習室		5 9 0 円	1, 1 9 0 円	
第 2 練習室		5 9 0 円	1, 1 9 0 円	
第 1 練習室及び第 2 練習室を 1 室として使用する場合		1, 1 8 0 円	2, 3 8 0 円	
第 1 会議室		5 9 0 円	1, 1 9 0 円	
第 2 会議室		5 9 0 円	1, 1 9 0 円	
第 3 会議室	全体を使用する場合	1, 5 2 0 円	3, 0 4 0 円	
	分割して使用する 場合	第 3 会 議 室の 1	7 4 0 円	1, 4 8 0 円
		第 3 会 議 室の 2	7 8 0 円	1, 5 6 0 円

備考

- 「市民等」とは、市川市使用料条例第 1 条の 2 第 2 号に規定する市民等をいい、「市民等以外の者」とは、同条第 3 号に規定する市民等以外の者をいう。
- 使用の許可を受けた時間に 3 0 分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得た額とする。

展示室使用料

区 分		1 日当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
第 1 展示室		1 1, 7 6 0 円	1 4, 1 1 0 円
第 2 展示室		8, 6 4 0 円	1 0, 3 6 0 円

備考

- 「市民等」とは、市川市使用料条例第 1 条の 2 第 2 号に規定する市

民等をいい、「市民等以外の者」とは、同条第3号に規定する市民等以外の者をいう。

- 2 使用の許可を受けた時間に1時間単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表の定める額を12で除して得た額とする。
- 3 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、備考2により算出した額に100分の50を乗じて得た額とする。

理 由

芸術文化の振興及び市民福祉の増進を図るための施設として八幡市民会館を開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。